

事 務 連 絡
令和4年9月14日

保険医療機関等 様

島根県国民健康保険団体連合会

後期高齢者の窓口負担2割化に伴う福祉医療費の請求方法等について

平素から診療報酬等の請求につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、後期高齢者の窓口負担2割化に係る配慮措置の導入に関して、県単・地単公費に対する当該措置の適応の可否は、各都道府県で決定することとされております。この度、島根県及び関係機関と調整した結果、下記のとおり取り扱いが示されましたのでお知らせします。

なお、令和4年10月診療分以降の福祉医療費併用レセプト記載例を9月末に本会ホームページに掲載します。

記

- ・島根県福祉医療費併用レセプトは原則、配慮措置の対象外とする。
※公費併用時の請求と同様の取扱い。

担 当：審査課審査第二係 土居
電 話：0852-21-2114
<https://www.shimane-kokuho.or.jp>